

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 警報車XV(味噌川ダム)法定点検業務
2 履 行 場 所 受注者指定場所
3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積 参加要件 別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令 和 8 年 2 月 9 日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5)質 問 書
提出期限 令 和 8 年 2 月 2 日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年2月10日12:00までとします。
- 7)そ の 他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

警報車X V（味噌川ダム）法定点検業務仕様書

独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所味噌川ダム管理所

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所（以下「機構」という。）が施行する「警報車X V（味噌川ダム）法定点検業務」（以下「業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、警報車X V の 12 ヶ月定期点検を行う。

3. 場所

受注者の指定場所

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月15日まで

5. 業務内容

警報車X V の 12 ヶ月定期点検を行う。

1) 警報車 X V

① 12 ヶ月定期点検について、以下の項目を点検内容に含めること。

（下廻り各部、ブレーキ関係、ケーブル関係、灯火・保安装置、動力伝達装置、エンジン及び電気機器、ステアリング装置関係の点検・調整、排気ガスの測定・調整、OBD（車載コンピューター）診断検査）

②エンジンオイル交換

③味噌川ダム管理所までの引取・搬入あり。（代車は不要）

6. 疑義等

この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構職員と協議するものとする。

以上

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月27日に交付された「警報車XV（味噌川ダム）法定点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 | |
|-------|-----------|-------|-------|--|
| ○○工務店 | ¥500,000- | | 123 | $123+4=127$ |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 | $127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$ |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 | ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。 |

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 | |
|-------|-----------|-------|-------|---|
| ○○工務店 | ¥500,000- | | 123 | $123+4+1=128$ |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 | $128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$ |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 | |
| ◎◎工業 | ¥500,000- | 2 | 1 | ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。 |